

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年4月22日（水）午前10時 議会委員会室

出席委員（7名）

（委員長）西野 太一 （副委員長）津田 幸一
今城 雅子 田村 謙介 中田 利幸 錦織 陽子
森谷 司

欠席委員（2名）

稲田 清 国頭 靖

説明のため出席した者

伊澤副市長

【都市整備部】山中部長

[建設企画課] 景山課長 松本総務担当課長補佐 上原総務担当係長

[都市整備課] 本干尾課長 田居公園担当課長補佐 末次公園担当係長

【上下水道局】下関局長

[経営企画課] 横木課長 羽柴課長補佐兼財務担当課長補佐 田中担当課長補佐

[営業課] 林副局長兼課長 富田課長補佐兼普及担当課長補佐 足立担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

岡田議員 徳田議員 戸田議員 又野議員 森田議員

報道関係者5人 一般1人

報告案件

- ・米子市下水道事業運営審議会の答申について [上下水道局]
- ・米子市駐車場整備事業経営戦略の改定について（報告）[都市整備部]
- ・米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者について [都市整備部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

国頭委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

稲田委員は欠席されますので、御承知ください。

次に、報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、お手元に配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、当局から3件の報告がございます。

初めに、上下水道局から1件の報告がございます。

米子市下水道事業運営審議会の答申について、当局からの報告をお願いいたします。

田中担当課長補佐。

**○田中経営企画課担当課長補佐** それでは、説明に入ります前に、申し訳ございません、資料の訂正を1か所させていただきます。

ただいま通知いたしました資料、米子市下水道事業運営審議会の答申について、1の経過の1行目、右寄りのほうにございます「米子市下水道使用料等審議会」という部分でございますが、こちら誤りで、正しくは「米子市下水道事業運営審議会」となります。申し訳ございません。この場で訂正をさせていただきます。

そうしますと、説明に入らせていただきます。本市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について、令和7年5月16日に上下水道事業管理者から米子市下水道事業運営審議会へ諮問を行い、6回の審議を経て、令和8年3月16日に審議会会長から答申が行われたことにつきまして御報告するものでございます。

答申の概要についてですが、使用料水準については、現行の使用料より平均で15%引き上げた金額とすることが適当としております。

具体的な金額につきましては、資料1の答申書1ページに記載のとおりでございます。1の使用料体系については、現行どおり基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とし、基本使用料を15%程度引き上げ、従量使用料についても平均15%引き上げたものとしています。また、公衆浴場汚水及び温泉汚水につきましても、改定率は同様に15%程度としております。

2の使用料算定期間についてですが、令和9年度から令和11年度までの3か年とし、それ以降の使用料についても適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきであるとしています。

2ページ目、3の附帯意見についてでございますが、使用料改定により使用者への負担増を求める以上は、経営の合理化、効率化など一層の経営改善を進めていかなければならず、また、改定後も引き続き財政の健全化に努めることが前提となることから、水洗化率の向上、経営の合理化・効率化に向けた取組の強化、中長期の投資財政見通しを踏まえた計画的な事業運営、広報活動の充実、今後の課題への対応の5項目を要望しています。

また、答申の考え方につきましては、3ページ以降に記載のとおりでございます。本市の下水道事業は、事業開始から50年以上が経過し、施設の大規模な修繕や更新の時期を迎えております。今後の下水道事業の収支見通しといたしましては、人口減少などにより、使用料収入の大幅な増収は期待できない反面、物価の上昇や老朽化対策等に係る費用の増加などにより、下水道使用料を現行水準のまま据え置く場合、収益的収支において当年度純損失が増大し、令和13年度には繰越利益剰余金が枯渇する見込みでございます。このままでは必要な費用を賄うことができず、汚水処理自体ができなくなるおそれがあります。下水道事業を安定的に経営していくために、使用料で賄うべき経費を適切に使用者に配分し、使用料改定を実施することはやむを得ないと考えるものであります。この答申のとおり使用料改定を実施した場合、改定後の収支見通しといたしましては、使用料算定期間の単年度収支は黒字化し、令和12年度までの間は使用料対象経費に対する財源不足が生じなくなるという見込みになっております。

資料2につきましては、答申の附属資料でございます。附属資料1は、その使用料対象

経費と財源の見込みです。現行の使用料のままであれば下の表の見込みですが、改定を実施した場合は上の表の見込みとなります。

資料1の答申4ページに戻ります。使用料改定の時期についてでございますが、その時期が遅れるほど将来の利用者への負担を転嫁することになるため、市民への十分な周知を行った上で、早期に実施することが望ましいとしています。今後の対応につきましては、答申の内容を考慮して速やかに方針を決定し、条例改正案を7月議会に提出する予定としています。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 今、説明を受けましたけど、会計が非常に赤字化するということで、早い手だてが必要だということで、この間、審議会で諮問されたと思いますけど、これは、令和9年度から3年間は平均15%の増額にして、それ以降はその状況を見ながらさらに上げるということも考えられるってということですか、今の説明では。

**○西野委員長** 田中担当課長補佐。

**○田中経営企画課担当課長補佐** 現時点でございますけれども、令和12年度頃に16%の値上げが必要と見込んでおりますけれども、今後の状況によって変わりますので、その都度収支の状況を注視いたしまして、再度検討を行う予定としております。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ということは、その都度っていうことは、通常、これから13.8%値上げしますとかっていうと、大体それがずっと、しばらく続くというふうに思うんですけど、そうではなくて、今は3年間期限を切った。それから、次も2年間とかっていうふうに小刻みに上がっていくってということもあるってということなんですね。

**○西野委員長** よろしいですか。

田中担当課長補佐。

**○田中経営企画課担当課長補佐** 検討といいますのが、3年から5年を目安に検討をすることにしておりまして、収支の状況によりまして、改定をしないという場合もございます。ですので、収支の状況を見まして、3年から5年のスパンで検討をしていくということになります。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 今の米子市民の暮らしの状況の中では、15%値上げするってことは市民への影響っていうのは非常に大きいので、周知をしっかりとるってことは当然のことだと思うんですけども、そうすると、例えば減免ですね、そういうような対象については従来どおりの域を出ないのか、3年間は、例えば少し、言うと急激な上昇なので、少し減免枠を広げるとかそういう検討はされてないでしょうか。

**○西野委員長** 林副局長。

**○林上下水道局副局長兼営業課長** 今、委員がおっしゃられるのは、正規の、例えば15パー上げた額の中から、生活の状況に応じて何か減免するという、そういう意味でおっしゃっておられるということの理解でいいでしょうか。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 減免制度の対象者っていうのはもともといらっしゃるんですよ、対象世帯がありますけど、それをさらに広げるっていう考えはないのか。例えば子育て世帯だとか、高齢者の世帯だとか、そういうのでちょっと幅を広めにするっていうか、そういう考えがないのかどうかって。今現在の減免より超えたものは考えておられないかっていうことです。

○西野委員長 林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 現時点では、そういったところまでは考えてはいないところでございます。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 ぜひそういう、もともと15%引上げの額にも反対なんですけれども、やはりそれを実施するに当たっては、相当なそういう、今の生活状況を勘案しても、先ほど言った子育て世帯とか高齢者世帯に向けての何らかの減免の拡大っていうことは、私は必要じゃないかなということも申し上げておきたいと思えます。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 審議会も以前、常設型っていうか、こういう見直しを図りながら随時やっていくっていう形を取ってきた世の中の流れの背景、例えば、とりわけ人口減少傾向で、収入が増加が見込まれないっていう状況の中で、今まで経営努力はされてきていると思うんですね。今の議論ですけれども、下水道事業の公営企業体としての会計上の必要性、やむを得ないかもしれないけど必要性っていうのは理解できるので。そのことと、今、錦織委員が言われたことは、いわゆる、そういう生活困窮者とか弱者の対策っていうのは、この下水道事業の経営、会計上の話ではなくて、それは市の福祉政策や、そっちのほうで検討したものがこの公営企業の経営にどうリンクするかの問題だと思うので、ですから、あくまでも下水道の公営企業としての経営、会計については、この答申で私もやむを得ないと思えますので、一層の様々な努力はしていただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

○西野委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 私も、昨今、昨日もでしたか、全国的な下水道の腐食というか、全国的なものが発表になったっていうふうにありましたし、それから、随時米子市のもも水道、下水道という形で報告もいただいているっていうことを考えると、今後、やっぱり老朽化とか、そういう対策も当然やっていないと、やっぱり市民の安心・安全にはもう不可欠なことだと思いますので、そういう様々な要素を踏まえて、そもそもとして、水道の使用量に対して下水道の使用料を賦課しているわけなので、人口が少なく、節水型のものをずっと使っているっていうふうになっている以上、下水道の収入が増えるっていう予測はあまり立たないよねっていうことから考えて、様々そういう要素を考えてくださっているのがこの審議の答申だと思いますので、これは致し方ない。ただ、実際、15%っていうのを市民の皆さんにお願いするときには、一遍に大きくなって言われるようなことはもう仕方がないので、しっかり丁寧に、その辺りをきちんと説明を御理解いただけるようになってい

とは、我々もそうですけど、みんなでやっていかんといけんなっていうふうには思っています。それはもうそれで、思っているということでお伝えしておきたいと思います。

ただし、先ほどの福祉関係の話だよねって中田委員がおっしゃったとおり、やっぱり昨今の経済状態が、今の世界情勢とかを考えていったときに、今本当に上げる、来年になるんですけども、実際は。来年度っていうことになると思うんですけど、上げることが本当にできるのかっていう状況にもし陥ったときにどうするのかっていうことを、少し、今なのか、それともこの1年の間になのか分かりませんが、福祉対策とか経済対策とか、市民の暮らしというところは、やっぱり一緒になって検討をしていただかないといけないタイミングがもしかしたら今後起こるのかもしれないっていうふうには思っているところです。

下水道の皆さんが、それを、安くするとかしないとか、減免するとかしないとかっていうことをすることではなくて、市全体としてどうするのか、暮らしを守るっていうためにはどうするのかっていうところにきつとなってくるのだと思いますので、そこは検討しないといけない状況にもあるかもしれないなっていうことも少し頭の中に入れていただく上で、この答申に沿った向かい方っていうことをしっかりやっていただきたいなというふうに、これはお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩します。

**午前10時16分 休憩**

**午前10時18分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から2件の報告がございます。

初めに、米子市駐車場整備事業経営戦略の改定について、当局からの報告をお願いいたします。

景山建設企画課長。

**○景山建設企画課長** そうしますと、私のほうから、米子市駐車場整備事業経営戦略の改定について御報告させていただきます。

本戦略でございますけども、令和3年3月に策定いたしました本経営戦略から5年が経過いたしましたして、この間の取組の進捗や成果及び令和5年度に供用開始いたしました米子駅南駐車場の実情を踏まえまして、より実効性の高い計画とするために改定を行ったものでございます。

まず、資料について御説明をさせていただきます。送らせていただきました。

まず、最初のページでございますけども、こちらは経営戦略改定の概要をまとめたものでございます。次から、下方にページが打ってございます2枚目、2ページ目からですけども、こちらのほうが、1ページ目から7ページ目までが改定いたしました経営戦略本体になります。あと、8ページ目以降でございます。こちらは横向きの資料になっておりますけども、こちらが経営比較分析表、投資・財政計画などの参考資料でございます。

誠に申し訳ございません。ここでちょっと1つ訂正がございますけれども、経営戦略の

1 ページ目でございますけれども、改定の日でございます。こちら、8年でちょっと月が抜けておりますが、8年4月、ちょっと4月が抜けておりますので、申し訳ございませんが訂正をさせてやってください。

そういたしますと、経営戦略の御説明させていただきます。まず、1番でございますけれども、主な変更点といたしまして、経営戦略の対象施設でございます。まず、米子市の万能町駐車場、そして、米子駅前の地下駐車場という従来の2施設に加えまして、新たに先ほど申し上げた令和5年の供用開始をいたしました米子駅南駐車場を加えた3施設としております。なお、万能町駐車場につきましては、民間への譲渡、検討はされておりますけれども、交渉中で不確定要素が多いため、今回の戦略においては、引き続き万能町駐車場があるものとして見込みを行っておるものでございます。

続きまして、2番でございます。経営戦略の計画期間でございます。改定前は、令和3年度から令和12年度の10年間としておりましたが、このたびは令和8年度から令和17年度の10年間としておるものでございます。

3番でございます。主な改定事項でございます。その他改定事項でございますね。こちらにつきましては、駅南駐車場の新設に伴いまして、そちらの分析及び計画を追加しております。また、施設の老朽化状況に基づきまして、大規模修繕の見直しなども行いまして、投資計画につきましても最新化をさせていただいております。

続きまして、4番でございます。4番の今後の見込みでございます。収支の見込みでございますけれども、令和3年9月の料金改定等でございます。こちらにつきましては、一定利用料を値下げさせていただいたり、夜間料金をホテル利用者の時間に合わせたり、こういった改定を行っておるものでございますが、こちらのほうを行ったところ、利用状況がコロナ前を上回る水準まで回復しております。そちらを計画に反映させていただいております。

基本的には、単年度収支で申し上げますと、黒字化が見込まれておるところでございます。令和6年度末時点で、累積の赤字見込み、こちら約3.6億円ございますけれども、一般会計の繰入れを継続いたしまして、令和12年度に黒字に転換する見通しを立てておるところでございます。その後につきましては、基本的には黒字部分をその一般会計の返済へ充てる予定と、このようにしておるところでございます。

あと、施設整備、修繕につきましてはでございますが、地下駐車場は竣工からもう30年が経過しておるところでございます。ただ、大型機械等の故障が目立っておりますので、令和9年度に台数管理盤の修繕、こちら約825万円、こちらのほうを予定しております。また、コンクリートの耐用年数が一応38年というのがございますので、こちらを迎える令和15年度に到来することを見据えまして、令和12年度、耐久性の調査費用約500万円を計画の中に入れさせていただいてるところでございます。今後も計画的な修繕等によりまして延命化を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

なお、万能町駐車場、あと、駅南駐車場につきましては、一部精算機の機械更新、設備更新というのがございますけれども、大規模な修繕の予定はないところでございます。

最後でございます。5番でございますけれども、経営戦略の事後検証、改定でございますが、今後も定期的な、これ、毎年でございますけれども、進捗管理は行いながら、収支計画と大きな乖離が生じた場合や、先ほど申し上げた万能町駐車場の民間譲渡などの状況変化

がございました場合は、その時点で経営戦略の見直しを行っていく予定にしております。

説明といたしましては以上でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

中田委員。

**○中田委員** 内容は分かりました。今後の、ちょっと、正直言って、経営戦略ということだと考えると万能町の行方というのが、非常に収益としては大きいので、もう地下駐車場のほうは機械型を撤去した段階で、もう半分の台数。これを、あのスペースはもうとにかく増やすことができないので、どこで収入を確保するかっていうと、料金体系か南の台数かということにもなってくると思います。そこら辺も、ちょっと今後の、特に南の道路は新しくしましたが、にぎわいがどう創出されるかによってニーズが変わってくると思いますし、今も結構、実は私もよく使うんですけど、割と、いっぱいときは本当にいっぱいになっているということなので、またそこら辺の伸び代があるのかどうなのかはぜひ分析していただきたいと思っています。

それから、先ほど、今後の改修というか、特に地下駐です。コンクリートの耐用のことも先ほどありましたけど、あそこは非常に、下が元沼地で、きれいな水というよりは泥水のようなものが出てくるような地盤になっておりまして、私も以前、それは経験したことがあって、水が出てくると非常に、きれいな水ではないので、普通のポンプアップで水路に流すってということがいかないうような地盤が下にあるような地域。非常に厄介なものだと思いますし、それを防ぐための先ほど言った検査は、通常のクラックの打音検査のようなことではなくて、もう少し細密な、その状況を、そういう水が噴き出さないような、何か検査を考えたほうがいいのではないかなということ、私のほうからもちょっと申し上げておきたいと思っていますので。ぜひ綿密な、悪い事態になってからではないやり方を、検討をお願いしておきたいと思っています。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 5番のところの、経営戦略の事後検証、改定等についてっていうところに関連してくるのかなと思うんですけども、今、不確定要素が多いと言われている万能町の駐車場をこのまま使用していくっていうことを前提にした経営戦略であるっていうことをおっしゃってくださってますので、それは了解というか、そうですよねと思いながら聞いてますが、ここが本当になくなったと、ここを手放したっていうことを考えていったときに、じゃあ、この単年度で黒字になっていくってところを本当に残していけるのかっていうのは、お互いにとても不安なところだと思うんですね。当たり前にそこは不安なところって思ってるので、だからこそ見直しも行って、乖離が生じた場合には見直しをするっていうふうに書いてくださっているんで、そこは本当によく分かるところなんですけど、もう少し現実的に、じゃあ、今日の段階がいいかどうか分からないんですけど、万能町駐車場が今の段階でなくなったってところで、じゃあどうなんだろうっていうシミュレーションみたいなものは行われているんでしょうか。

**○西野委員長** 景山建設企画課長。

**○景山建設企画課長** 私どもといたしましても、改定の中には含めてはおりませんが、

シミュレーション自体はさせていただいております。その中で、先ほど申し上げた、資料の中にもございますけれども、各駐車場それぞれで、一応経常的には黒字になっておるところでございます。何が問題かという、いわゆる借金ですね。そちらのほうの問題でございます。こちらのほうは、一般会計の繰り入れしながら。あと、先ほどいただきました万能町駐車場でございますけれども、こちらにつきましても、ただ単に万能町駐車場をそのままこちらの会計から除くのではなくて、以前にもあったかもしれませんが、一般会計からの何かしらの補填といいますか、そういったものもまだ何も決まっておられませんものですから、こちらにつきましても、その会計処理につきましても、その時点で検討させていただきたいというふうに思っています。それにつきましても、もちろん御報告をさせていただく予定になっております。以上でございます。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 よく分かりました。どちらにしても、だからこそその乖離が行われた場合は見直しを行うというふうに記載していただいているということだと思っておりますので、丁寧な説明と現状の把握、できれば、本当はもしこれがなかった場合どうなのかというのを教えていただきたいなってしまうんですけど、今の段階ではなかなかそれは難しいと思いますので、課長がおっしゃってくださったみたいに都度都度で結構ですので、また教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者について、当局から報告をお願いします。

本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 それでは、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者について御報告させていただきます。今、資料のほうを通知させていただきました。

米子市都市公園（内浜区域）につきましては、YONAGOパークオペレーション共同事業体、こちらを指定管理者に指定いたしまして、今年4月1日からこの体制で管理業務が開始されているところでございます。このたび、本市に対しまして、現在の事業体のほうから構成企業であります株式会社辻工務店が脱退する旨の申出を受けましたことから、この対応としまして御説明をさせていただきます。

まず、(1)番に書いております現事業体の管理の概要でございますが、指定管理者は先ほど申し上げたYONAGOパークオペレーション共同事業体ということで、サンクリー株式会社を代表者といたしまして、株式会社辻工務店、それから、株式会社カンダ技工の3社による共同事業体となっております。今年4月1日から5年間の指定期間で指定をしているところでございます。

経過でございますが、(2)番に記載しております。今年1月9日に現在の事業体を指定管理者に指定をいたしました。その後、基本協定、年度協定を締結いたしまして、4月1日から管理が開始しているところでございます。

この4月10日、現事業体から本市に、先ほど申し上げた株式会社辻工務店の脱退について申出がございました。この申出、脱退の理由といたしまして、御承知のとおり、この

たび米子市議会議員が逮捕されるという案件が生じまして、この件に関しまして、辻工務店の元代表取締役が関係していたということで、米子市民、それから米子市、さらには現在の事業体に対して信用失墜をさせたことや、迷惑をかけたこと、また事業全体の印象を悪化させたことから、辻工務店から現事業体に対して脱退を申し出たという経緯でございます。

(3) 番、辻工務店の脱退により、想定される課題とそれに対する対応方針というところでございます。辻工務店は、この3月までの指定管理者、YONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体の代表企業でございました。ですので、この辻工務店が脱退することで、管理体制や管理方法といったところの円滑な継承が行われなければ、施設の管理そのものに支障が生じることが想定されるというところでございます。

この対応といたしまして、アに記載しております、この辻工務店が脱退した場合においても、管理体制や管理方法等が確実に継承され、管理能力が問題がないというところを本市のほうで確認を今しようとしてるところでございます。確認事項は記載をしているとおり、人員体制や管理方法、それから、施設そのものの管理状況等を確認していくところでございます。

ちょっと資料にはございませんが、現在、この確認作業というところで、今週頭、月曜日から実際に確認作業のほうを順次進めております。現状で確認できていることとしまして、まず、管理体制というところでございますが、前指定管理者で現場の作業を担っておられた辻工務店の職員さんですが、この職員さんについては、おおむね、現在の代表企業であるサンクリーンさんのほうにもう雇用が移っておられます。それから、前指定管理者の、もう1社、辻工務店、もう1団体の構成員が担っておられました除草作業とかそういった部分につきましては、もともとの、辻工務店でされてた職員さんと、新たにサンクリーンさんのほうから加わった職員さんを補充しまして、その部分についてはそういった、共同で実施をしていくというふうに伺っております。

それから、管理方法につきましてですが、猿舎に関するマニュアルですとか、日々の管理に関する日報、チェックリストや点検表といった記録につきましては前指定管理者のほうからも継承されておまして、それに基づいて管理作業を実施されているところを確認しているところでございます。現時点における確認作業、それから、4月以降の管理の状況等で大きな支障が今生じているというところは確認しておりません。引き続き本市のほうで、実際の施設のほうをちょっと、各所回らせていただきまして、実際の管理の状況とかを今後確認していく予定にしております。

資料3のイに記載してありますとおり、この確認作業を終えまして、管理能力の部分で十分に確保されていることを確認できた場合には、この申出のありました辻工務店の脱退について承認いたしまして、サンクリーンとカンダ技工の2社で構成する共同事業体として、指定管理業務を継続することを認めることと考えております。

説明は以上です。

○西野委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

中田委員。

○中田委員 支障がない体制でいけるということは理解できました。

それで、ちょっと今回のこの案件、事件の中で、この管理に当たっての、私もそこまで、何ていうか、考えが及ばなかった部分なんですけど、報道ベースじゃないとその中身が分からないので、私も細かいことが正しいのかどうなのかがよく分かりませんが、指定管理者制度、たしか2006年ぐらいから入ってきてると思うんですね。その前年の国の市場化テストっていう事業がある一定程度の評価を受けて、民間のノウハウを活用しながら合理的にできるということで、2006年ぐらいから、2004年、6年から制度が地方自治体にも入ってきた制度だと思うんですね。そのときも、公園管理とか様々な指定管理による管理については結構その当時議論になって、管理基準がどのようにきちっとできるのかっていう議論が当時もありました。

それで、今回のことを受けて私が思ったのは、報道ベースによるとなので、実際にはちょっと分かりませんが、要するに、猿の数が減ったらそこに利益が生じるみたいな報道に見えてしまうので、私はちょっとそのメカニズムが何かよく分からなくて、指定管理者制度を導入するときに、民間のノウハウと、あと、民間の経営努力によって赤字にならないという、お互いのいいところを取って、この公共的な事業を成立させる、市民の皆さんにもサービスとしてよりよくするということがあったと思うんですけど、この管理基準に関しては、何かこの、今の状態が何とかなるというだけではなくて、管理基準の現状に対しての検証みたいなことは特にないんでしょうか。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** 今回の確認作業においても、基本協定ですとか、あと、うちが定めてます管理の基準、そういったものにきちっと適合しているかも併せて確認はさせていただきます。あと、指定管理開始後もモニタリングという制度がございますので、これは年に2回、当然、基本協定書なり管理基準なり、実際の管理の状況等を確認して評価する仕組みになっておりますので、そこは適切に実施していきたいと思っております。以上です。

**○西野委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今の中田委員さんの御質問は、そもそもその制度としての、枠組みとしての在り方に点検すべき事項はないのかという御質問だというふうに思います。これは、結論から申し上げますと、今の時点では、委員もおっしゃったとおり、今回起きている、現在、警察、検察において捜査がまだ継続中だというふうに承知しておりますが、この案件の詳細が分かっておりません。したがって、今の時点で何かを語ることっていうのは、我々としてはできないと思っておりますが、いずれ捜査等が終わり、そして、最終的には司法の判断というものが出てくるんだろうと思います。そういった中で、様々な事実認定、あるいは状況が明らかになってまいります。その内容を踏まえて、枠組みとして検証あるいは点検、あるいは見直す必要が生じてくる可能性はあるというふうに思っております。それはその中身を見て、我々としてはしっかり点検をしていきたいと思っておりますし、その状況につきましては、逐次議会のほうに御報告したいと思っております。以上であります。

**○西野委員長** 中田委員。

**○中田委員** 分かりました。ぜひそうしていただきたいと思います。今はとにかく、この管理が滞ることなく、適切に管理されることがまず最優先というか、今すべきことだと思

いますので、これで支障がないという報告というか、今日の報告ですので、それをやっていただくと。先ほど副市長が言われたとおり、今後全容が明らかになって、その細かいことが見えてきたときに、その管理内容のメカニズムの中に今回のようなことがどうあるのかというところは、ぜひ検証をお願いしておきたいと思います。要望しておきます。よろしくをお願いします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうぞ、先に。

○西野委員長 いいですか。

今城委員。

○今城委員 どっちでもよかったのに、ごめんね。

意見として申し上げておきたいのが何点かありますので、今日の報告として、指定管理者についての一番最後のところなんですけど、(3)のイのところ「継続することを認めることとする」というふうに書いてあるんですね。今の現状として、このまま管理そのものを中止にするとか、ストップするっていうことができないです、現実的な問題として、生き物のことももちろんありますしっていうことを踏まえて。それはいいと思うんです。ただ、きちっと検証をした上で、確認事項等もした上で、継続することを認めて本当にいいのかっていうことを一度きちっと諮るべきじゃないかなと私は思うんです。

それは、こういう、今、確認事項が4点一応上がっていますが、そういうことを確認した上で、ここに任せて大丈夫ということをもう一度確認するべきじゃないのかなっていうのは私の意見です。それは、法的にどうなのかっていうことはまた教えていただかないといけないこともあるんですけども、だってまだ4月で始まったばかりなんです。あと5年間あるんです。5年間でこの2社の形で本当に大丈夫なのかっていうことを、なぜそう言うかっていうと、前回の3月までの指定管理者であったという方が、辻工務店さんが構成の中にいらっしゃるということも、今回のこの共同事業体さんに指定をしてもいいっていうことの、ウエートとしてはたくさんではないですけども、そこもあつたはずなんです、点数上ね。これがなくなったっていうところで、じゃあ、この2社で本当にできるのかとか、どういうノウハウがあるのかというところについてのことが全く検証されずに、ここであと5年間、便宜上もう一回指定管理をするっていうのは難しいですから、みたいなふうに見えるようなやり方で、「継続することを認めることとする」というふうには今はもう決まっているようなことになっているっていうのは、ちょっと私としては納得できないところもあります。継続するっていうために、こういうこと、実際にこの1社がなくなって2社でやるっていうふうには最初から申出があつた、申請があつた段階で点数化してきて、ここが適当なんだっていうことが分かるような問題、問題っていうかな、そういうようなことがあって初めて納得ができる、市民の皆さんにも納得していただける指定管理の、あと5年間っていうところをお願いするっていうことがきちっと言える問題じゃないかなっていうふうには私としてはちょっと思っているところもあって、そういう意味で、もう一度し直しなさいっていうつもりは一つもないです。けれど、ここで本当に大丈夫ですよっていうことを、ただ確認事項の4点ですって言うだけであるのは、それは、2社でやるということ的前提のこの確認事項だと思えるんですけど、そもそもとして、この

2社で申請をされたときにはどういう点数ぶりだったのかっていうことなども考えた上で、指定管理として適当なところなのだとおっしゃることを納得できるような形を示していただく必要があるのではないかなっていうふうには私は思っているところですよということをお伝えします。それで、答弁をいただくとかじゃなくて、私はそう思ってますよってということだけをお伝えしておきたいなと思います。

**○西野委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今の今城委員さんの御指摘、御発言につきまして、あえて答弁をさせていただきます。思いは同じでありまして、ぜひそのことをお伝えしておきたいと思っております。

まず、一つは、今回の点検結果につきましては、また、委員長さんとも御相談しながら、何がしかの形でまた議会にお返ししたいと、御報告したいというふうには思っております。

そして、ここがポイントなんですけど、今、今城委員さんがおっしゃったことは、我々も全く同じ考えでありまして、したがってどうだということ、その具体的な検証、確認をする主なポイントが今お示ししてる内容だということでもあります。あえて付言しますと、もともと指定管理者を選ぶという際に、従前の指定管理等を受けていた、あるいは類似の指定管理等の実績があるかどうかということを取って、それを採点してる項目がございます。これは何のための項目かということを取って、それを採点してる項目がございます。これは何のための項目かということ、その事業体が仮に指定管理者になった場合に、実際の業務遂行能力に一定以上の能力があるというふうには認められる根拠があるかどうか。ここを確認するための採点であります。

したがって、もちろん今回の場合、その期間の長短はありますが、4月1日から新しい体制が始まっておりまして、かつ、繰り返しになりますが、この資料にお示ししているとおり、具体的な管理能力の移転、あるいは現時点における確保というものに実際懸念があるということになると、そもそもの採点にも影響してくるという話だと思っておりますが、逆にそうでないということであれば、その能力の問題はクリアされてるというふうには認めるべきだろうというのがこの資料の記載の意味であります。

先ほど、担当の課長のほうから御説明いたしました、代表企業が替わってるということで、実際は、指定管理の場合、そういうことがえてして起きがちなんですけど、指定管理者が替わっても、実際に現場で働いておられる作業員、管理員の方というのは、そんなにそんなにころころ替わるわけではなくて、企業の間を転籍されるというようなことがままあります。今回の場合も代表企業が替わって、雇用関係がどうなってるのかというようなことを、今、最終確認整理中でありまして、その状況はまた御報告いたしますけども、実際は、辻工務店さんから代表企業のサンクリーンさん等に雇用が替わっていると。要は、現場の管理能力を担っておられる作業員、管理員の方は継承されてるということがおおむね確認されつつありますので、もしそういったことであれば、御懸念のような管理能力に大きな問題が生じる、継承が行われてないということ、そういう評価にはならないんだろうと。その辺を現場の管理状況の確認とも併せて、非常に箇所数が多いもんですから、今、点検中という部分はまだ残っておりますけども、現場の管理状況、体制等をしっかり確認して、今御指摘いただいたような部分についての懸念、あるいは不適合なことがないかどうかということを確認した上で、継続を認めていけるかどうかという判断をさせていただきたいと思っておりますし、その状況について改めて御報告させていただきたいと思っております。以上であります。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 よく分かりました。よろしくお願いします。

ということ踏まえて、この最後の1行のところの、「継続することを認めることとする」っていう表現は、少し検討していただくというか、今日検討していただくんじゃなくて、それを踏まえて検討していただいた上で、継続することを認めるということならば、きちんと議会側も認識を同じにした上でっていうことで認めていただきたいというふうに思います。5年間ということですので、ぜひお願いします。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 先ほどの今城委員の御質問と副市長の答弁でも大分理解できたんですけども、ちょっと1点引っかかる点がございます。指定管理者の選定するときに、いろんな採点、評点といいましょうか、というのがなされると思うんですけども、以前のこのYONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体において、2024年の7月と2025年の2月と2回、私の記憶してるところでは脱走事案があったということでございます。この管理体制というのは、まだ今、御説明いただいたとおり、その職員がまた転籍をしてということで、継続するというようなお話でございますが、そういった、代表企業として受けておられた辻工務店が引き続き新たなJVに入ってるっていうことの理由がちょっと分からないんです。評点としては落ちるはずであって、そういう瑕疵があった、認められたということに関してのマイナスポイントがついたことによって、そこが脱落していく、JVの構成にはなれないというのが私は一般的じゃないかと思うんですが、それが継続された理由というのを教えていただければと思います。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 まず、もともとYONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体という共同事業体、これは辻工務店さん代表者でありました。今回、新たな企業体、共同事業体ということで申請をされて、そこに辻工務店が、今度は代表者という形ではないですけども入られてると。そこに対して、応募をすることに対して何か規制をかけるということは、基本的にはできないというふうに考えてます。

あとは評価という部分で、あくまでも評価に関しては、大部分の評価は相対評価になっておりまして、現在の指定管理者と比べてどうかという評価で、指定管理者というか、現在の管理の状況と比較して、応募されてきたところがどうかという評価になります。ですんで、基本的には現状のままであれば、評価でいうと3という評価になるんですけども、そういった評価になりますし、現状よりも優れているような管理が期待できるところは、当然いい点数がつくというような評価で判断をしていくということにございます。

今回、現指定管理者の選定におきましては、2団体の、共同事業体ともう1団体応募がありまして、その評価選定の中で現在の共同事業体を選定したというところでございます。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。排除できないということなんですね。一般的にこのJVを組むときには、各企業が得意とする分野をお互いが補完し合ってるってのがイメージとして強いんですが、その次に資金面の、いわゆる企業体っていうのは、共同事業っていうの

は考えられるんですが、それが3社から2社になったということに対しての、その管理体制、資金面での懸念というのはなかったんでしょうか伺います。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 これからも脱退ということになれば、委員おっしゃられるように2社になりますので、その辺の検証も併せて今後していきたいと思います。今現在、3社で応募されてる時点では、そういった懸念はないというふうに判断して、当然選定はさせていただいてますけども、これが2社になったときにはどうなるかというところは、今の確認作業の中でも併せてさせていただきたいとは思っております。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 最後ですけれども、先ほどもあったと思うんですが、1回仕切り直しで、例えば、再度JVを構成していただくというような、確固たる3社であるとか、2社より3社のほうがいいわけで、やはりそういったことっていうのは考えられないのでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 現時点においては、共同事業体から脱退ということで、3社から2社という申出を受けているというのが現状でございます。共同事業体を組むメリットというところ、これは申請の段階でも当然ある、こういった、本来はこういう事例はあまり想定はしておりませんが、どこか1社、構成する企業が経営不振ですとか、そういったことがあったときのリスクヘッジという部分もございまして、管理能力ですとか、今委員が言われた経営体制とか、もうそういったところも含めて、管理能力が十分有するという、それから、市民サービスの低下につながらないというところを今後きっちりと確認していきたいというふうに考えております。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどもおっしゃられましたけども、こういった継続性を求められる事業については、やはりリスクヘッジっていうのは必ずどこかで担保しておかなければならないと思いますし、新しく、またこのようなJVを求められる際には、そこの辺りもしっかりと検討して進めていただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野 太一